

次育第 1480 号
令和 2 年 5 月 25 日

各市町村子ども・子育て支援新制度主管課長 殿

神奈川県福祉子どもみらい局
子どもみらい部次世代育成課長

緊急事態宣言解除後の保育所等の対応について

本県の保育行政の推進につきましては、日ごろからご理解、ご協力をいただき厚くお礼を申し上げます。

標記の件につきまして、令和 2 年 5 月 25 日付けで政府の緊急事態宣言が解除されたことを受け、「新型コロナウイルス感染症対策の神奈川県対処方針」が改定されました。

これに伴い、本県における保育所等の対応を別紙のとおり取りまとめましたので、各市町村におかれましては、保育所等へ周知するとともに、別紙記載の対応をお願いいたします。

問合せ先

(保育所・地域型保育・認定こども園・認可外保育施設)

保育・待機児童対策グループ 水谷、田中

電話 045 (210) 4663

(放課後児童健全育成事業)

子育て支援人材グループ 塚越

電話 045 (210) 4687

緊急事態宣言解除後の保育所等の対応について

1 基本的な考え方

- 緊急事態宣言の解除に伴い、ひとり親などで仕事を休むことが困難な方や、県が継続を求める事業に従事している方（エッセンシャル・ワーカー）以外の保護者に対して行っていた登園自粛の要請（4月23日付け県事務連絡）については終了とします。
- ただし、感染予防や長時間の保育の再開による子どもへの負担を避ける観点からは、子どもが登園する曜日や時間を段階的に増やしていくことなども必要になると考えられます。
そこで、適切な保育の実施に必要と市町村が認める場合は、当分の間、家庭での保育が可能な保護者に対し、家庭での保育への協力を要請することも妨げないこととします。

2 保育所等における感染予防対策

- 保育所等については、引き続き「保育所等における感染症対策ガイドライン」に従って感染予防対策を行ってください。
- また、保育所等においては、業務の性質上、三密を完全に避けることは困難であることから、「保育所等における感染拡大防止のための留意点について（第二報）」（5月14日付け国事務連絡）に基づき、職員や子どもについては、発熱や呼吸器症状が認められる場合には出勤・登園しないことを徹底するよう、各保育所等に周知をしてください。